

令和3年6月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

## 小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年6月7日(月) 午後1時30分から午後2時14分
2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
3. 出席委員

1番 野方俊彦	2番 本村教昭
3番 下村啓子	5番 西村新二
6番 松尾正人	7番 池田政孝
8番 深河文雄	9番 高塚和行
10番 三根祐喜	12番 江里口勇
13番 中村津多子	14番 江里口泰信
4. 欠席委員

4番 古賀義博	11番 野口浩美
---------	----------
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 第1号議案 農地法第5条による許可申請について
  - 第2号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
  - 第3号議案 農用地売渡等の希望申出について
  - 第4号議案 非農地判断について
  - 第5号議案 農地の買受適格証明願について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 斉	副局長兼庶務係長 真子 祐輝
-----------	----------------

## 7. 会議の概要

事務局	委員の皆様、お疲れさまです。 それでは、ただいまから令和3年6月の定例委員会をお願いしたいと思います。 初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。
会 長	今日はお忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 先般の佐賀新聞でございましたけれども、稲と野菜と花卉につきましては、県内の農業法人の56%ぐらいの方がコロナの影響があったということが新聞に載っております。農業自体は相も変わらず一生懸命頑張って作らなければなりませんけれども、日本の農業は食料自給率も低うございまして、今後は私たちが主体となって農業を守っていかねばならないと思っております。 今日はたくさんの議題がございますので、スムーズに進行ができるよう皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。
事務局	ありがとうございました。 本日は、4番古賀委員と11番野口委員から欠席の連絡がありました。 出席委員は12名で在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。
議 長	それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和3年6月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については議席番号順となっておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。 9番高塚委員、10番三根委員をお願いいたします。 次に、第1号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。 申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。
事務局	議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は7件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)
議 長	この案件の場所は、国道203号北の小城町一本松地区にあるJR唐津線米の限踏切北付近の農地で、転用目的は駐車場でございます。 被害防除対策ですが、雨水は自然流下による排水であるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であるため、許可し得るものと判断しております。 以上でございます。 ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号2について事務局より説明をお願いいたします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は6ページからとなります。

(第1号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は、国道203号南の小城町鷺ノ原地区にある小城体育センター北の農地で、転用目的は建売分譲住宅34区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路及び西側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路及び西側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または、公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地であり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であるため、許可し得るものと判断しております。

議長

以上でございます。

ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事及び県常設審議委員会に意見を送付いたします。

事務局

次に、申請番号3について事務局より説明をお願いいたします。

申請番号3について説明をいたします。

資料は28ページからとなります。

(第1号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は、国道34号北の三日月町四条地区にあるセブンイレブン三日月堀江店東の農地で、転用目的は駐車場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は第3種農地になることが見込まれる区域として宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または、公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地であり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であるため、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

この案件については7番池田委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

7番

事前調査を報告いたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、申請目的は事務局の説明のとおりでございますので、割愛させていただきます。

調査事項について。イ、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断できる。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図、平面図等により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、同時に申請されております（申請番号4）の転用により周囲に隣接する農地はなくなっております。申請目的は駐車場で、用排水設備はございません。雨水は南側水路に放流する計画である。

その他特記事項はございません。

令和3年6月7日、池田政孝。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。

（質疑なし）

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号4について事務局より説明をお願いいたします。

申請番号4について説明をいたします。

資料は37ページからとなります。

先ほど池田委員の説明にもございましたように、申請番号3と申請番号4は隣接地となっております。

（第1号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明）

この案件の場所は、国道34号北の三日月町四条地区にあるセブンイレブン三日月堀江店東の農地で、転用目的は特定建築条件付売買予定地6区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は下水道へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または、公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地であり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であるため、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については7番池田委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

事前の調査について報告をいたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、申請目的については事務局からの報告のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図、平面図等により適当であると判

議 長

事務局

議 長

7 番

断できる。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は下水道に接続し、雨水は北側道路側溝へ排水する計画である。

申請番号3の駐車場申請と並べて、申請番号3のほうが通りますれば隣接農地がなくなりますので、農業への影響はないと考えています。

以上でございます。御審議いただきますようお願いいたします。

以上。池田政孝。

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号5について事務局より説明をお願いいたします。

議案書は2ページを御覧ください。

申請番号5について説明をいたします。

資料は47ページからとなります。

(第1号議案 農地法第5条許可申請、申請番号5について事務局より説明)

この案件の場所は、主要地方道佐賀外環状線南の三日月町岡本地区にある市道岡本大地町線南の農地で、転用目的は共同住宅2棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は下水道へ接続されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については9番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、周囲に土留め工事を施工される。雨水は集水後に東側道路側溝へ排水。生活雑排水は下水道へ接続されるので、周辺農地への影響は少ないと思われま。

その他特記事項について、令和3年5月8日に説明を受けています。

令和3年6月7日、小城市農業委員、高塚。

議 長

事務局

議 長

9 番

議 長

どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

申請番号6について説明をいたします。

資料は53ページからとなります。

この申請番号6についても、先ほどの申請番号5と隣接した農地転用となっております。

(第1号議案 農地法第5条許可申請、申請番号6について事務局より説明)

この案件の場所は、主要地方道佐賀外環状線南の三日月町岡本地区にある市道岡本大地町線南の農地で、転用目的は共同住宅1棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水ですが、下水道へ接続されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については9番高塚委員が事前調査をしておりますので、調査結果を報告します。

9 番

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元に事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、周囲に土留め工事を施工される。雨水は集水後に東側道路側溝へ排水。生活雑排水は下水道へ接続されるので、周辺農地への影響は少ないと思われる。

ホ、その他特記事項について、令和3年5月8日に説明を受け、確認しています。

令和3年6月7日、農業委員、高塚です。どうぞよろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送

付します。

事務局

次に、申請番号7について事務局より説明をお願いいたします。

申請番号7について説明をいたします。

資料は60ページからとなります。

(第1号議案 農地法第5条許可申請、申請番号7について事務局より説明)

この案件の場所は、国道203号西の三日月町本告地区にある携帯電話販売会社西の農地で、転用目的は建売分譲住宅4区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または、公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

13番

事前調査報告をいたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりです。

5番、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討については、周囲は住宅街でもあり、現在耕作されていない畑であり、申請地を選定した理由は適当であると思えます。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断します。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思えます。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、雨水排水は東側水路へ放流し、生活雑排水については合併浄化槽にて処理後、水路へ放流することで、周辺への影響は少ないと考えます。

ホ、その他特記事項については特にありません。

令和3年6月7日。

よろしく御審議ください。

議長

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号7は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第2号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号26まで一括して事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書は3ページから6ページまでを御覧ください。

利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が12件、利用権の再設定が14件、合計で26件、総面積は17万4,100平米でございます。



議 長	<p>今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1から申請番号26までについては原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、第2号議案 農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は7ページを御覧ください。</p> <p>所有権移転について、本日の審議件数は3件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>申請番号2、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>申請番号3、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>申請番号3につきましては、あっせん委員の7番池田委員に結果報告をお願いいたします。</p>

7 番

あっせん経過について、要旨を読んで報告いたします。

あっせん委員氏名、私、池田、推進委員、古川。

(あっせん申出農地、地目、面積を読み上げる。)

希望価格としては相場価格ということでございます。

経過について要旨を申し上げます。

2年11月5日、11月農業委員会であっせん委員を拝命する。

同日、現地確認と、申出者と面談し意向を確認する。

11月7日、隣接所有者及び前所有者の買受け意向を古川委員が確認する。

両方とも消極的であるとの報告が3年1月10日。

3年3月17日、古川委員から〇〇さんから希望があると聞いているので、確認していただきたいと聴取。

4月16日、〇〇さんへ電話いたしまして、買受けはしない、希望者として次の者を紹介する。その方は〇〇〇さん。

翌17日、〇〇さんと面談した。反〇〇万円で買い受ける。今期水稻から耕作したいと。

20日、申出人と面談。反〇〇万円で売り渡す。麦の収穫後は〇〇氏が耕作してよいと。

確認事項として、成立価格、10アール単価〇〇万円、計算上この額は〇〇〇万〇〇〇円ですが、農業公社へのあっせんですので、千円未満が切り捨てられるため、〇〇万〇〇〇円。

2番目、買手は認定農業者であり、作付は基準面積を超えております。

3番目、資金につきましては自己資金である。

4番目、売買契約まで麦収穫までは所有者兼耕作者、それ以降は購入予定者ということで合意がなされております。

以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いします。

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第3号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。

申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は8ページを御覧ください。

本日の審議件数は売渡希望が3件でございます。

資料は67ページからとなります。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長

事務局

議長

事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。申請番号2について説明をいたします。資料は71ページからとなります。申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いいたします。申請番号3について説明をいたします。資料は83ページからとなります。申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第4号議案 非農地判断についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。議案書は9ページを御覧ください。第4号議案 非農地判断について説明をいたします。資料は94ページからとなります。非農地判断は農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち、耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付いたします。また、法務局や市税務課等の関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。</p>
議長	<p>今回審議していただく農地は、田が2筆、1,709平米、畑が2筆、1万1,535平米、合計の4筆、1万3,244平米でございます。 農地転用許可申請事前調査に合わせて、5月25日に現地において4筆のうち議案書に記載しております(地番)以外の3筆は農地には該当しないと非農地判断をしたものでございます。 農地の所在や地目、面積等は議案資料を御覧ください。 以上でございます。 ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。第4号議案 非農地判断について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、第4号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第5号議案 農地の買受適格証明願についてを議題とします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は追加議案書を御覧ください。</p> <p>本日の農地の買受適格証明願の審議件数は1件でございます。</p> <p>資料は1ページから10ページまでとなります。</p> <p>申請番号1、(買受を受けようとする土地の所在地、地目、面積、申請人住所氏名、理由を読み上げる。)</p> <p>資料2ページにありますように、佐賀地方裁判所民事部より期間入札の公告がなされ、民事執行規則第33条の規定により、物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可または届出を必要としない者に限り、買受け申出をすることができますと買受け申出の資格を制限されております。そのために買受適格証明願が申請をされております。</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決をいたします。証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり証明することに決定しました。</p> <p>ほかに皆さんから何かございましたらよろしくお願いします。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いいたします。</p> <p>次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査日は6月25日金曜日、午後1時30分から、西館2階2-6会議室にお集まりをいただきたいと思います。</p> <p>7月の定例農業委員会の日時、場所ですが、7月5日月曜日、午後1時30分から、西館大会議室、ここで行います。</p>
議長	<p>以上です。</p> <p>以上をもちまして6月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長  
署名委員  
署名委員